

【補足資料】工事写真の撮影におけるポイント

本事業では、交付申請時に「工事【前】写真」および「工事【後】写真」の提出を求めています。審査過程において、これらの写真に関する確認や不備訂正の依頼、追加で写真の提出を求めることが、非常に多くなっています。

工事前写真は、正しく撮影されていないまたは撮り忘れた場合、撮り直しできません。補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。（提出免除はありません）

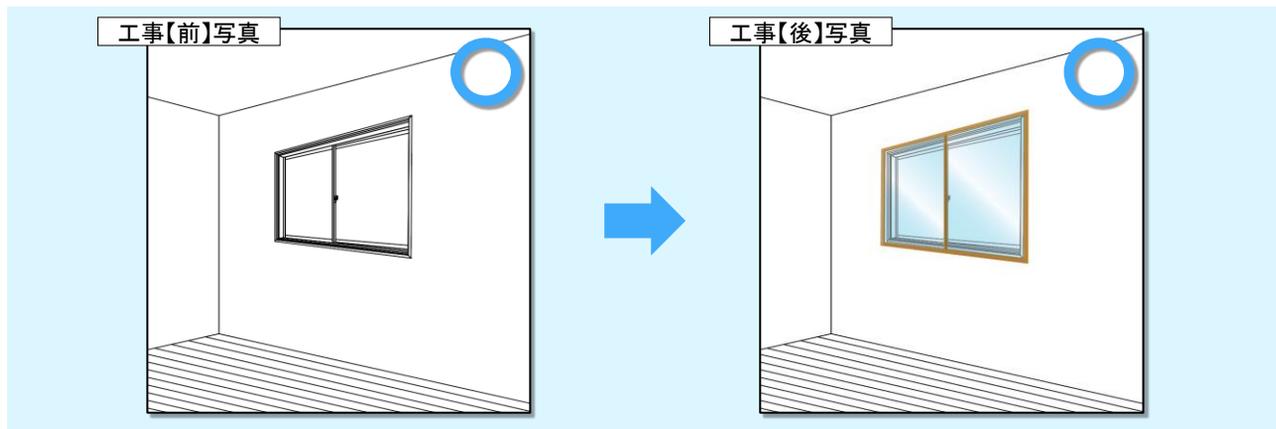
ポイント① 内窓は屋内から、外窓・ドアは屋外から撮影

内窓設置（内窓のガラス交換を含む）は、**屋内**から撮影してください。（カーテン等で隠れている場合、追加で写真の提出を求めることがあります。）

外窓交換（外窓のガラス交換を含む）・**ドア交換**は、原則、**屋外**から撮影してください。（屋外からの撮影が難しい場合、屋内から撮影しても構いません。）

ポイント② 工事前後は同じ画角で撮影

工事前後で写真の画角が異なる場合、同一箇所の工事であることが判断できないことがあります。必ず、申請する窓全体が写るように、同じ画角で撮影してください。（同一箇所だと判断できない場合、追加で写真の提出を求めることがあります。）

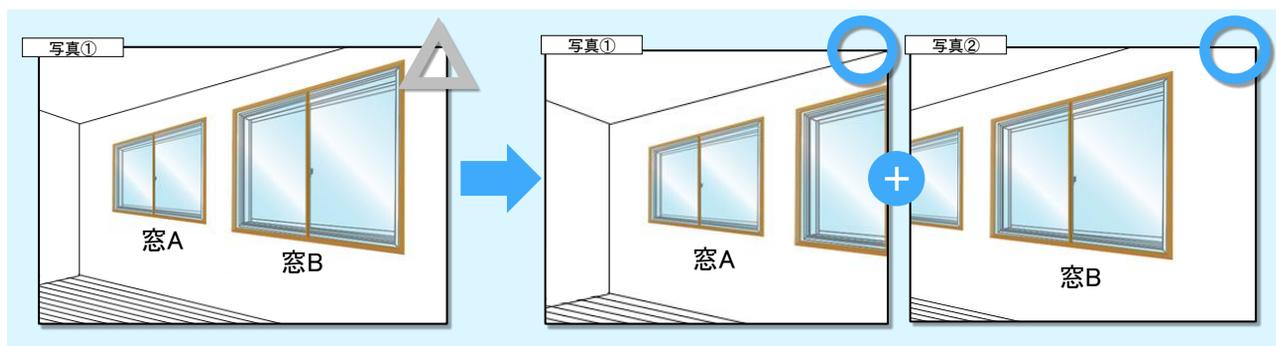


ポイント③ 窓(ドア)1箇所につき、1枚の写真撮影

1枚の写真に複数の窓やドアを収めて撮影した場合、どの窓(ドア)が補助対象であるか？何箇所の窓(ドア)を補助対象としているか？が判断できないことがあります。

窓(ドア)1箇所につき、1枚の写真を撮影してください。

1枚の写真に複数の窓やドアが写り込んでしまう場合は、申請する補助対象である窓やドアを画角の中心に置いて、それぞれについて撮影してください。



【補足資料】工事写真の撮影におけるポイント

ポイント④

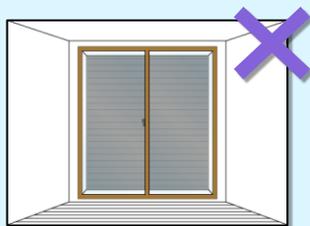
外気に面することが確認できるよう撮影

本事業では、**外気に面する開口部に設置した窓(ドア)**が補助対象になります。

(対象製品であっても、居室の間仕切り等に使用した場合は、補助対象になりません。)

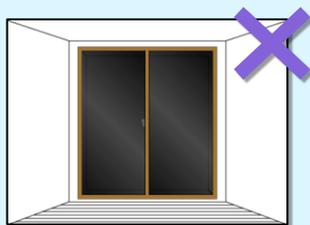
以下①～④に例示するような場合、追加で写真を求めることがありますので、特にご注意ください。

- ① シャッター等が閉まっていて
外の風景が確認できない



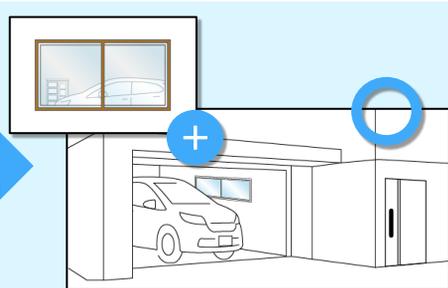
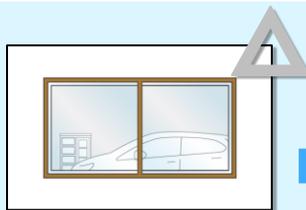
外の風景が見えるように
シャッター等を
開けて撮影

- ② すりガラスや
夜間に撮影したことで
外の風景が確認できない



外の風景が見えるように
窓を一部
開けて撮影

- ③ 車庫や土間、サンルーム等に
面しており、外気に面すること
(断熱ライン)が確認できない



車庫や倉庫、土間(差し掛け等)に面している窓(ドア)は、
窓の写真だけでは補助対象であるかの判断がつかないことがあります。

必要に応じて、住宅の外観等の写真を追加で撮影してください。

追加の写真により、断熱ラインが車庫や倉庫、土間等の外側の壁であると判断された場合、補助対象になりません。

- ④ 集合住宅のドア(窓)で、外気に面することが確認できない

必要に応じて、廊下の風景写真(外廊下であることがわかる写真)等を追加で提出してください。

※玄関が内廊下に面している集合住宅のドア交換等は、補助対象になりません。

ポイント⑤

建物の外観写真を撮影

大規模リフォーム等の場合、同一箇所の工事であることが判断できないことがあります。

必要に応じて、建物の外観写真を追加で求める場合がありますので、予め撮影しご準備ください。

